

仙台都心地区の「まちなかウォーカブル推進事業」について

「まちなかウォーカブル推進事業」の目的

いま、まちなかを人を中心の空間に転換し、多様な活動や交流の場に改変していく取り組みが、市民生活を豊かにするだけでなく、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸のほか、様々な地域課題の解決や価値創造につながると世界的に注目されています。

仙台市では、この取り組みを推進するため、都心部において、居心地が良く歩きたくなるまちなか空間を形成するとともに、市民が快適に滞在できるオープンスペースを創出する「まちなかウォーカブル推進事業」を創設し、地域のまちづくり団体や民間事業者の皆様などと連携し、国の様々な支援制度などを活用しながら、公共空間や民地における滞在環境向上に資する事業に取り組んでいます。



仙台市は、国土交通省の「ウォーカブル推進都市」に登録されています。

国土交通省 HP より引用

◆これまでの取り組み紹介

定禅寺通活性化推進事業の取り組み

検討会が策定した「定禅寺通エリアまちづくりビジョン 2030」を踏まえ、定禅寺通の再整備を推進するとともに、まちづくり団体によるエリアマネジメントを支援



青葉通まちづくり協議会の取り組み支援

協議会が作成した「青葉通まちづくりビジョン」に掲げる将来像を実現するため、拡幅された青葉通の歩道空間や東二番丁地下通路等を活用した社会実験の実施を支援



まちなかウォーカブル税制（一体型滞在快適性等向上事業に基づく税制特例）

本市の「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを目指すまちなかウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）内において、民間事業者（土地所有者等）の交流・滞在空間を創出する事業（民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化等）が市町村事業（公共施設の整備又は管理に関する事業）と一緒にとて行われるものと認められた場合、固定資産税・都市計画税の軽減措置の特例を受けられる制度です。本ウォーカブル推進税制の適用をご検討される方は、右記のお問い合わせ先までご相談ください。

・特例措置の期間：令和 8 年 3 月 31 日まで（※期間内に整備（工事）完了することが必要となります。）

・「一体型滞在快適性等向上事業に基づく税制特例の活用に関するガイドライン（国土交通省都市局）」は、国土交通省のホームページからダウンロードできます。

仙台駅東まちづくり協議会の取り組み支援

協議会が作成した「仙台駅東まちづくり計画」に掲げるまちの将来像の実現方策として、榴岡公園や宮城野通などの公共空間の活用の可能性の検討や市民ニーズ調査の実施を支援



青葉通駅前エリアのあり方検討の取り組み

まちづくりの機運が高まる青葉通駅前エリアにおいて、道路空間と沿道建物の一体的な利活用に向けた社会実験を実施するとともに、エリアの将来ビジョンや整備の方向性について検討を実施



【お問い合わせ】

仙台市都市整備局都心まちづくり課

TEL:022-214-8311

E-MAIL : tos009225@city.sendai.jp

国土交通省による「まちなかウォーカブル推進事業」に関する支援メニューの概要

まちなかウォーカブル推進事業

○車中心から人を中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上をして市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等 ●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1／2

施 行 地 区 次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）
 ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内
 又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
 ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
 ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業

【基幹事業】
 道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行者支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまちづくり事業、署熱対策事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業等
※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術、データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに沿った目標・指標を設定した場合に実施可能

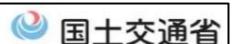
【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



事業のイメージ

- **歩きたくなる空間の創出 Walkable**
 - 街路空間の再構築
 - 道路・公園・広場等の既存ストックの改修・変更
 - 道路の美化化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
 - 滞在快適性等向上区域を下支える周辺環境の整備（プリンジ駐車場、外周道路等の整備）
- **歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level**
 - 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
 - 1階部分のガラス張り化等の修景整備
- **既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity**
 - 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公共開空地として開放
 - 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
 - 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備
- **開かれた空間の滞在環境の向上 Open**
 - 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファーニチャー等の整備
 - 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

まちなかウォーカブル推進事業の支援メニューの例



歩きたくなる空間の創出

■ 街路等の広場化



■ 駐車場出入口付替



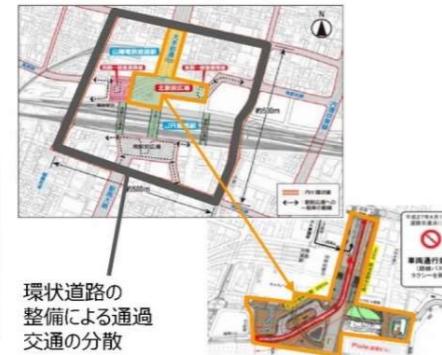
■ 道路・公園・広場の整備、改修・変更



■ 街路等の芝生化・高質化



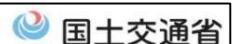
■ 外周道路等の整備



■ 外観修景

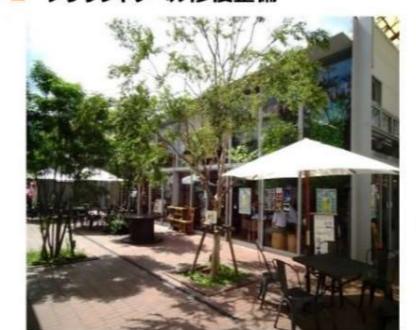


まちなかウォーカブル推進事業の支援メニューの例



歩行者目線の1階をまちに開放

■ グラウンドレベル修復整備



建物1階部分を透明化し、まちとの一体感を提供

■ 既存建造物リノベーション



空き店舗を改修し、開かれた1階部分に地域拠点を形成

既存ストックの多様な主体による多様な利活用

■ 街路空間の利活用



■ 公共空間利活用施設整備



開かれた空間の滞在環境の向上

■ 滞在快適性向上施設



■ 社会実験・コーディネート・運営支援

